

○議長（河野） 2番、三好和幸君。

○2番（三好和） 議長。

○議長（河野） 三好君。

○2番（三好和） 2番、三好和幸です。

○議長（河野） 三好君。

○2番（三好和） はい。

○2番（三好和） 2番、日本共産党、三好和幸です。通告に従い、一般質問をします。

現行の健康保険証からマイナンバーカードの保険証への本格的移行が12月2日より始まり、新たに現行保険証の更新できなくなりました。ところがマイナ保険証の利用率は、わずか十数パーセントで医療費窓口ではマイナンバーカードを使わない人は現行保険証や「資格確認証」、こども医療費助成などの書類も入り乱れ、混乱が想定されましたが、実際には役場の窓口でも病院の医療費窓口でも心配されるようなことはなかったようにお聞きします。

確かに、保険証がマイナンバーカードに紐づけされれば、病院窓口での受付の手間も時間も早くなり、本人の過去の診療記録、薬の投薬履歴なども1つのカードに集約されるわけですから、待ち時間も診療時間も時間短縮となり、他の医療機関に切り替えても、一からの診察ではなく診療記録もつながり、画期的なことは理解できます。

マイナ保険証を利用するには、政府のオンラインサービス「マイナポータル」を使って、利用者登録を自身で行う必要があります。マイナポータルでは、自分の医療や健康、介護や所得、税金など様々な個人情報が閲覧できます。これらの情報は、マイナ保険証のシステムやマイナポータルを使っての国の行政機関や自治体、日本年金機構、健保組合などから集められるものです。

マイナポータルは表示された個人情報を自らの意思で民間サービス等に提供できる機能を持っています。企業等が個人情報を取得するには法律上、本人の同意が必要です。その同意を得る仕組みとしてマイナポータルが使われます。

また、国は生活保護受給者の医療費を削減するためにマイナ保険証のシステムを「頻回受診」の把握に使う計画も進めていると聞きます。まだ一部ですが、大手保険会社はマイナポータルから得た健診情報で生命保険料の査定もしており、金融機関は所得情報を融資の審査に使っています。

デジタル社会では、何らかの形で企業や行政に個人情報を提供せざるを得ないのが実態です。しかし、国民には情報がどう使われたか知るすべがなく、コントロールする制度もありません。健康保険証の本格的移行が始まりました。医療現場の窓口でマイナ保険証のシステムが正常に稼働しない恐れが十分にあります。そこで3点質問します。

1、当面の対策としてマイナンバーカードを持つ人も含め、全員に無条件に「資格確認証」を交付するのはどうでしょうか。

2、今ある保険証は、紐付けされたカードから利用登録解除も可能と聞きましたが、書類の提出が必要で、手続きは煩雑です。オンラインで簡単にできませんか。

3、カードを紛失した場合、窓口ではどう対応してもらえますか。

以上、3点を質問します。よろしく申し上げます。

○議長（河野） 前田町長。

○町長（前田） はい、議長。

○議長（河野） 町長。

○町長（前田） はい、議長。

○町長（前田） ご質問にお答えをいたします。

マイナ保険証について、国は令和6年12月2日に保険証の新規発行を取りやめ、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行をいたしました。本町の国民健康保険（国保）では、異動があった被保険者や再交付を希望される方のうち、マイナ保険証をお持ちでない方には、被保険者証と同様の内容を持つ有効期限が令和7年7月31日までの「資格確認書」を交付いたします。

また、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を交付しております。香川県後期高齢者医療保険につきましては、令和7年7月31日までの暫定的な運用として、マイナ保険証の有無に関係なく資格確認書の交付を行っております。

また、国保も後期も、現行の保険証の有効期限が切れる令和7年度の年次更新時には、マイナ保険証をお持ちでない方には有効期限1年の「資格確認書」を、マイナ保険証をお持ちの方には、「資格情報のお知らせ」を被保険者ごとに職権で交付をいたします。

1点目の「資格確認書を無条件で全員に交付してはどうか。」というご質問ですが、国の要綱では、「資格確認書」を全員に交付することは認められていないため、今後も無条件に全員に「資格確認書」を交付する予定はありません。

2点目の「紐付けされたマイナ保険証の解除について」であります。役場窓口で解除申請を行っていただければ、申請月の翌月末に国の機関で解除される仕組みとなっております。実際には、解除される方は少ないです。マイナ保険証の紐づけをオンラインで解除する仕組みは、全国共通の運用制度でありまして、本町のみ対応は難しいものと考えます。

3点目の「マイナンバーカードを紛失した場合の対応」であります。自らの申告により再発行の申請を行います。カードの再発行には、通常約1カ月から2カ月程度かかりますので、その間にご利用いただける「資格確認書」を発行する予定であります。

マイナ保険証につきましては、現時点では問い合わせも少なく、また、現場でのトラブルもありませんが、今後も安全性の確保に万全を期すとともに、医療現場での混乱が生じないように、不安の払拭に努めるとともに高額療養費制度における限度額を超える支払いの免除や薬剤情報や診療情報が確認でき、医薬品の重複投薬などをチェックできるなどのメリットや利便性の理解につなげる丁寧な情報提供に努めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（河野）再質問はございませんか。

○2番（三好和）はい、議長。

○議長（河野）三好君。

○2番（三好和）はい。

○2番（三好和）答弁ありがとうございました。様々な個人情報を収集、また名寄せし、コンピューターなどに仮想人物像をつくり出したり、ある基準で評価・分類・選別・等級化するということを、プロファイリングというそうですが、マイナンバーカードではそのプロファイリングを実現する上でも最適な仕組みだと聞いてます。

例えば保険会社が健康診断の結果から、病気の可能性を予測し、保険料の査定をする、また健康管理をできない人の、社会保険料を引き上げるなどは可能だと聞いております。

まだ住民の中には、この制度にはセキュリティに不安があり、躊躇する方もおられます。先ほどお話になりました、資格者確認証を無条件に全員に交付するというのは後期高齢者だけでなく、若い方でも、病院の窓口が混雑しているときなどは、暗証番号を打ち込む際、後ろに並んでいる人に、すごく気になるとか、顔認証するのがすごく恥ずかしいとか、まだすぐには慣れないですから、交付するのは自治体様々とお聞きもします。ぜひ検討を再度お願いできないでしょうか。

○議長（河野）辻村保険年金課長。

○保険年金課長（辻村）はい。

○議長（河野）辻村君。

○保険年金課長（辻村）三好和幸議員様のマイナ保険証の発行に伴いまして、資格確認書を再度様々な人に無条件で交付できないかという点でございます。

マイナ保険証につきましては先ほどの町長答弁でもありました通り、国の施策によってしておりますので、現在のところ国の要件では無条件に交付することは認められないため、今後も無条件に全員に資格確認書を交付する予定はございません。

ただし、セキュリティ等にですね、不満を抱えている方もおられると思います。セキュリティに関しましては、マイナ保険証に記載されている情報は、カード内に内蔵されているICチップで暗号化されておりまして、アクセス権を持つ方のみが情報にアクセスできるような仕組みになっております。ご指摘の通り、自分自身で設定した4桁の数字番号が、必要であるため、情報漏えいや不正アクセスのリスクは低減していると考えております。一方でマイナ保険証のセキュリティに対して不安を抱えている方もおられますので、綾川町国民健康保険の資格確認書は、有効期限を1年として、当分の間は交付するという予定でおります。今後もマイナ保険証のセキュリティ対策について、安全で信頼性の高い制度運営を周知し、被保険者の皆様が、安心してマイナ保険証をご利用していただけるよう、一層の努力を重ねていく所存でございます。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（河野） 再々質問はございませんか。

○2番（三好和） はい、議長。

○議長（河野） はい、三好君。

○2番（三好和） はい。

○2番（三好和） 近い将来ですね、この制度方向に進むってというのは、皆理解してるところだと思うんですが、国がやっぱすごく急いで進めていくことに不安があるってというのは、国民多数の方がそう思ってると思うんです。この間いろいろ調べてもらった結果、ヨーロッパなどではイギリス、フランスなどは、カードは医療関係との2枚持っているところもあるように聞きます。

また、病院、役所窓口で今までに増して、また丁寧な柔軟な方向で対応していただきたいと思って、私の質問を終わります。要望ですので答弁は要りません。ありがとうございました。

○議長（河野） 以上で、三好君の一般質問を終わります。